

監 査 報 告 書

平成14年6月17日

独立行政法人 建築研究所
理 事 長 山 内 泰 之 殿

中 央 青 山 監 査 法 人



代表社員 公認会計士
関与社員

申元文 穂



関与社員 公認会計士

稲垣 正人



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人建築研究所（以下、「法人」という。）の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表等に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為に関する報告書

平成14年6月17日

独立行政法人 建築研究所
理事長 山内泰之 殿

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

中元文徳



関与社員 公認会計士

稲垣正人



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人建築研究所（以下、「法人」という。）の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の実施に当たって当監査法人は、法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して、財務諸表等の重要な虚偽の表示の有無について合理的な保証を得ることができるよう監査を計画し実施した。

上記の監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかった。

なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上